

令和6年度

春日井市青少年健全育成地域振興事業補助金  
交付申請書類の作成

作成の前に、必ず読んでください。

【基本的なこと】

- 必ず最新（令和6年度）の様式を使用してください。
  - ※ ワード・エクセルの様式が、市ホームページからダウンロード  
できます。（トップページのサイト内検索で、「青少年健全育成地域  
振興事業補助金」を検索し、検索結果一覧から当該補助金を選択  
してください。）
  - ※ 「地健連」又は「生指連」でも検索できます。
- 交付申請書に、会長印は必要ありません。
- 「交付申請書類で注意すること」と「記入例」を見て作成してください。
- 訂正するときは、その箇所に二重線を引いて訂正してください。
  - ※ 訂正印は、必要ありません。
  - ※ 修正液等による訂正は認められません。

### 【エクセル様式の主な機能】

- 交付申請書の右上の、学校番号を入力すると、
  - ・ 交付申請書と請求書には、住所、団体の名称、令和5年度の会長の氏名が表示されます。
    - ※ 令和6年度に会長が交代するときは、「名称・所在地」シート（一番右のシート）の「会長」を訂正してください。
    - ※ 請求書は、交付決定後に提出していただきます。
  - ・ 事業報告書と収支報告書のシートには、学校番号と名称が表示されます。
  
- 「収支予算書」では、「説明」欄右側のセルに金額を入力すると、科目ごとの金額と、収入及び支出の合計金額が表示されます。
  - ※ 収入・支出の合計金額不一致、説明（内訳）の未入力などもチェックします。
  
- 各シートの右側には、入力（記入）方法の説明がありますので、参考にしてください。
  - ※ 入力方法の説明は、ワード様式や手書きで作成する際にも、参考にしてください。

### 【問い合わせ先（提出先）】

こども未来部子育て推進課 青少年担当

※ 4月1日から、部の名称が「こども未来部」に変わります。

〒 486-8686 春日井市鳥居松町5丁目 44 番地 （☎:85-6151）

## 【目 次】

### 交付申請書類で注意すること

補助金交付申請書	.....	1
事業計画書	.....	1
収支予算書	.....	2
名簿（役員等の名簿）	.....	3

### 記入例等

補助金交付申請書（記入例 1）	.....	4
事業計画書（記入例 2）	.....	5
収支予算書（記入例 3）	.....	6
科目一覧	.....	7

### 参 考

春日井市青少年健全育成地域振興事業補助金交付要綱	.....	8
--------------------------	-------	---

## 【交付申請書類で注意すること】

### 補助金交付申請書（記入例1 P. 4）

- 申請日は、令和6年4月1日から5月31日までの日付を記入してください。（申請期間）
- 住所は、事務局（学校）の住所を記入してください。
- 名称は、連絡協議会の正式名称（規約どおり）を記入してください。
- 会長は、（新年度）令和6年度の会長の氏名を記入してください。

### 事業計画書（記入例2 P. 5）

- No.は、学校番号を、名称は、正式名称（申請書と同じ）を記入してください。
- 行催事名は、事業の種類ごとに、実施予定日の順に、①、②と付して記入してください。  
※ 「内容及び目的」と対になるよう記入してください。
- 実施予定日が決まっていないときは、上旬、中旬、下旬などとしてください。
- 「4 子どもの安全活動事業」の「児童見守り地域協力隊活動」の人数は、年度当初の登録者数を記入してください。

収支予算書 (記入例3 P.6)

○収入の合計と支出の合計は、一致するようにしてください。

【収入】

○補助金は、交付申請額(100,000円)を記入してください。

【支出】

○どの支出科目に該当するかの振り分けは、「科目一覧」(P.7)を参考にしてください。

※ 「収支予算書」にない科目は、「その他」に記入してください。

○説明欄には、その支出の内容と金額を記入してください。

○補助対象経費の合計(補助対象外経費を除いた額)が、補助金額(100,000円)以上になるようにしてください。

○支出の合計が、補助金額を超えるときは、収入の「その他」に、不足分を補う収入を記入してください。

例:「その他(分担金等)、金額 15,000円、

説明(学校分担金@4,000円×3校、PTA負担金 3,000円)

補助対象経費の合計が 100,000円未満になるときは、その額(又はそれを下回る額)から 1,000円未満の端数を切り捨てた額を交付申請額として申請ください。

## 名簿（役員等の名簿）

○様式は、定めていませんので、連絡協議会の既存の役員名簿を添付してください。

※ 総会資料などで名簿に“(案)”が付いているときは、“(案)”を取った名簿を添付してください。

申請日を記入してください。

※ (申請期間)  
令和6年4月1日～5月31日

第1号様式 (第3条関係)

連絡協議会事務局(学校)の  
住所を記入してください。

(宛先) 春日井市長 石黒直樹

令和 6 年 5 月 20 日

住 所 春日井市 ○○町○丁目○○番地○

氏 名 ○○中学校地区児童生徒健全育成連絡協議会

会 長 ○ ○ ○ ○

令和6年度の  
会長の氏名を  
記入してください。

補助金交付申請書

会長印は、  
必要ありません。

令和6年度春日井市青少年健全育成地域振興事業補助金の交付を受けたいので、春日井市補助金等に関する規則第3条の規定により次のとおり申請します。

1 補助金交付申請額

100,000円

2 補助事業の目的

青少年健全育成地域振興事業を促進し、青少年の健全な育成を推進すること。

3 補助事業の内容

事業計画書及び収支予算書のとおり。

4 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 規約
- (4) 名簿 (役員等の名簿)

学校番号を  
記入してください。

記入例2

No. 16

「行催事名」の番号(①・②)と  
「内容及び目的」の番号が  
一致するように  
対して記入してください。

令和6年度 事業計画書

称 ○○中学校地区児童生徒健全育成連絡協議会

訂正するときは、  
二重線を引いて訂正してください。

※ 訂正印は、必要ありません。

補助事業	行催事名 (実施予定時期、場所、参加予定人数)	内容及び目的
1 青少年健全育成 啓発事業	①健全育成啓発チラシ作成、配布 7月中旬 校区内 3,500部  ②地健連だより作成、配布 2月上旬 校区内 <del>4,000部</del> 3,000部	①「地域で子どもを育てよう運動」 のチラシを校区内で配布し、地域 住民の意識啓発に努める。  ②児童生徒の健全育成に対する地域 住民の意識を高めるため、校区内 で地健連だよりを配布する。
2 青少年健全育成 研修事業	①講演会 日 ○○中学校体育館 参加者 500人	①青少年の問題行動に対する保護者 や地域住民等の理解を深めるた め、講演会を開催する。
3 青少年保護・ 補導活動事業	①夏季休業中の特別巡回活動 3回 毎回 10人程度	①夏休みに校区内を巡回し、問題行 動の早期発見と非行防止に努め る。
4 子どもの安全 活動事業	①児童見守り地域協力隊活動 登録人数 130人 (4月1日現在)  ②愛のパトロール 7月20日 落合公園 参加者 約10人	①街頭や店舗等を見回り、児童生徒 の非行防止、安全確保に努める。  ②市民納涼まつりでのパトロール活 動に参加し、青少年の非行・犯罪 防止に努める。
5 その他青少年 健全育成及び 非行防止のために 必要な事業	①定例会議 年3回 (7月、10月、1日) ○○中学校 各回 約30人  ②総会 6月23日 ○○中学校体育館 出席者 100人	①事業予定の連絡、問題行動の報告 等により、情報を共有し、校区内 における非行防止に繋げる。  ②昨年度の事業、決算報告の承認 及び本年度の事業計画、予算を審 議し、決定する。

年度当初の  
登録者数を  
記入してください。



学校番号を  
記入してください。

記入例3

令和6年度収支予算書

No. 16

名称 ○○中学校地区児童生徒健全育成連絡協議会

交付申請額を  
記入してください。

支出の合計が、補助金額を超えるときは、  
不足分を補う収入を  
「その他」に記入してください。

【収

科目	金額	
補助金	100,000	春日井市青少年健全育成地域振興事業補助金
その他 (分担金等)	<del>19,620</del>	各校の分担金 5,000円 × 3校 15,000円 PTA負担金 6,620円 <del>4,620円</del>
合計	21,620	<del>119,620</del>

訂正するときは、  
二重線を引いて訂正してください。

※ 訂正印は、必要ありません。

【支出】

(単位：円)

科目	金額	
報償費	22,000	健全育成講演会講師謝礼 22,000円
食糧費	4,320	見守り隊実施時のお茶代 @108円×40本 4,320円
消耗品費	33,000	総会時生花 11,000円 資料作成用プリンタインク @11,000円×2セット 22,000円
印刷製本費	50,000	健全育成啓発チラシ印刷代 (3,500部) 12,000円 地健連だより印刷代 (4,000部) 38,000円
役務費	11,200	総会、定例会議の資料、案内等の郵送料 @140円×80通 11,200円
手数料	1,100	振込手数料 1,100円
使用料及び賃借料		
その他 ( )	121,620	
合計	<del>119,620</del>	

収入の合計と  
支出の合計は、  
一致するように  
してください。

@単価×数量で金額が決まらない経費は、  
作成する数量を ( )で囲ってください。

補助対象経費の合計が、  
市補助金(100,000円)を  
下回らないようにしてください。

## 科 目 一 覧

科 目	説 明
報 償 費	講師、指導者等への謝礼
旅 費	電車などの運賃、バスの借上料、宿泊費
食 糧 費	食事代、お菓子や飲み物などの購入費
消 耗 品 費	記念品（図書券などを含む）、封筒、コピー用紙等の購入費
印 刷 製 本 費	コピー代、冊子などの作成費
修 繕 料	機器等の修理代
通 信 運 搬 費	はがき、切手代
保 険 料	傷害保険料等
手 数 料	振込手数料等
委 託 料	連絡協議会事業の委託料
使用料及び賃借料	会議室等の施設使用料、コピー機などの賃借料
そ の 他	<p>上記以外の支出 （例）慶弔費</p> <p>慶弔費などは、補助の対象にはなりません。（補助対象経費ではありません。）</p> <p>※ 補助対象経費は、補助金交付要綱第3条のとおりです。</p>

## 春日井市青少年健全育成地域振興事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、青少年健全育成地域振興事業を促進し、青少年の健全な育成を推進するため、予算の範囲内で各中学校区で組織する地区児童生徒健全育成連絡協議会又は生徒指導連絡協議会（以下「地区協議会等」という。）が行う事業に対し補助金を交付するものとし、その交付については春日井市補助金等に関する規則（昭和54年春日井市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業)

第2条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、地区協議会等が行う次の事業とする。

- (1) 青少年健全育成啓発事業
- (2) 青少年健全育成研修事業
- (3) 青少年保護・補導活動事業
- (4) 子どもの安全活動事業
- (5) その他青少年健全育成及び非行防止のために必要な事業

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費は、補助事業に要する経費のうち次の経費とする。

- (1) 報償費、旅費、需用費（食糧費、消耗品費、印刷製本費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、保険料及び手数料）、委託料並びに使用料及び賃借料
- (2) 前号の経費のほか、市長が必要と認める経費

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助の対象となる経費に相当する額以内の額とし、  
1 協議会当たり100,000円を限度とする。  
2 前項に規定する額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

(申請の期日)

第5条 規則第3条に規定する申請の期日は、当該年度の5月31日とする。

(交付の申請)

第6条 規則第3条第3号の規定により補助金交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 規約
- (2) 申請する年度における名簿

(申請の取下げのできる期間)

第7条 規則第5条第1項の規定により申請の取下げをできる期間は、交付決定通知を受けた日から10日以内とする。

(補助金の交付方法)

第8条 補助金は、規則第4条の交付決定をした後、補助事業を行う地区協議会等の請求に基づき当該交付決定額の全額を交付し、規則第10条の規定による交付すべき補助金の額を確定した後に精算するものとする。

(実績報告)

第9条 規則第9条の実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、申請のあった年度の3月31日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支報告書

(検査等)

第10条 市長は、補助事業を行う地区協議会等に対し、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、その目的を達成するために必要な限度において、補助金の使途について必要な指示をし、報告書の提出を命じ、又はその状況を実地に検査することができる。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(春日井市青少年健全育成地域振興事業補助金交付要綱の廃止)

2 春日井市青少年健全育成地域振興事業補助金交付要綱(昭和57年7月1日施行)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 改正前の春日井市青少年健全育成地域振興事業補助金交付要綱により補助金の交付を受けた者の実績報告については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の春日井市青少年健全育成地域振興事業活動補助金交付要綱の規定は、令和5年4月1日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。